

J R 東海労働関西地「申」第9号
2 0 2 0 年 8 月 2 7 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 畑田 整吾 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

休憩時間買い上げについての申し入れ

大阪仕業検査車両所の仕業・申告担当者の夜勤勤務時間は16時15分から翌日8時45分までである。その勤務時間中に45分（夕方）、15分（夜中）、60分（明け方）の休憩時間が設けられ、その休憩時間は各担当毎に決められ詰所に時間表が貼り出されている。

しかし、「多量の申告作業が終了していない」「出庫時間に余裕がない」等の理由で申告作業を明け方の休憩時間になっても続けることが多々ある。そして明け方の休憩時間は変更されることなく、結果として「休憩時間の買い上げ」となっている実態がある。これにより休憩時間もないまま8時間以上作業を続けることになり肉体的にも精神的にも極度の負担・疲労が発生している。

言うまでもなく、労働者の休憩時間は、労働基準法、就業規則で定められている。

そして休憩時間は体と気持ちをリフレッシュし体力を回復させ作業ミスや労働災害の防止の為に重要な時間である。本人の了承があったとしても、この時間を与えないのは労働者の健康に対しても重大な問題である。

よって、下記の通り申し入れますので、早急に団体交渉の場を設定すること。

記

1. 現在、大阪仕業検査車両所で多発している「休憩時間の買い上げ」は労働基準法及び就業規則に違反する行為だと考える。従って、直に労働基準法と就業規則を遵守した行為にあらためること。
2. 大阪仕業検査車両所で行われている「休憩時間の買い上げ」の勤務処理（事務処理）はどのようになされているのか明らかにすること。（休憩時間を与えずに働かせた時間だけを割増賃金扱いとして処理するなど）間違った処理を行っている場合は、直にあらためると同時に、過去にさかのぼり適正な処置を行うこと。

3. 「休憩時間の買い上げ」が多発しているのは、会社が労働基準法と就業規則を遵守していないことと同時に、作業量に見合う適正な要員配置がされていないことが最大の要因だと考える。従って、直ちに適正な要員配置をすること。
4. 現在、休憩時間の変更などの指示を作業班長が行っているが、作業班長に休憩時間の変更を行う権限があるのか明らかにすること。
5. 休憩時間の買い上げを行う場合は、事前に書面により管理者が指示を行うこと。
6. 会社が行なっている行為は、コロナ禍、連日の猛暑が続く中、社員の健康と安全を無視した重大な事態である。直に対応すること。

以上